

2(3)鳥獣保護区の指定

井川湖鳥獣保護区の指定【区域変更を伴う期間更新】

指定区分：森林鳥獣生息地

位置：静岡市葵区井川地区

面積：911ha(従前の面積2,810ha)

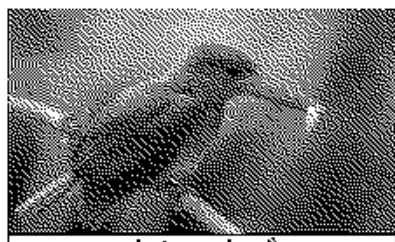
存続期間：令和5年11月1日から

令和10年10月31日まで(5年間)

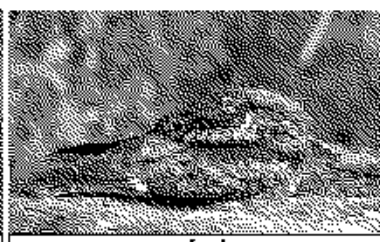
静岡有数の観光地—しずおか
ふじのくに

【指定区域の現状】

- ・井川湖を中心とした山岳地帯にあり、自然環境が豊かで、鳥獣の種類も豊富な区域(昭和38年に鳥獣保護区に指定)
- ・県民の森や井川少年自然の家、リバウエルスキー場、登山等、人が多く訪れる地区があり、県民が自然と触れ合う貴重な区域
- ・鳥類18種、哺乳類12種の希少種の生息を確認(静岡県レッドデータブック2019より)

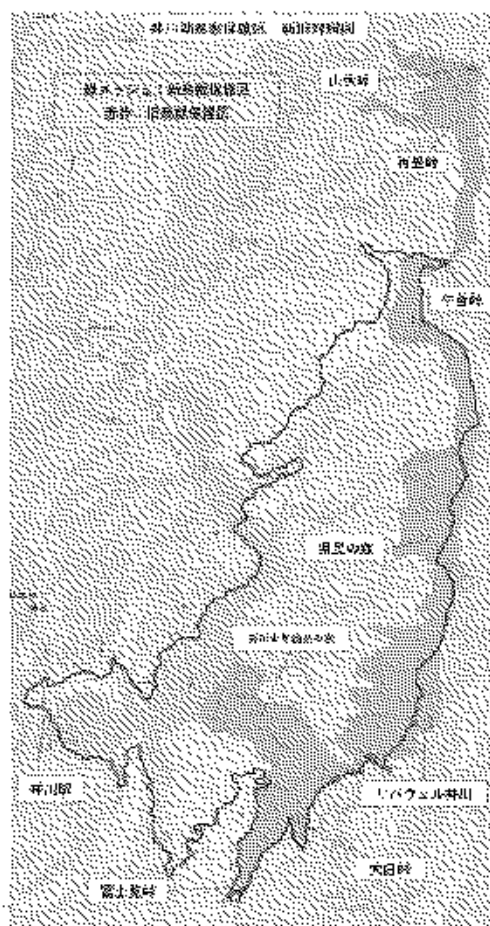


アカショウビン



ヨタカ

静岡有数の観光地—しずおか
ふじのくに



20

【指定区域の現状】

静岡市(井川地区)の現状

地元住民(自治会)

⇒ 育てた作物が鳥獣に全部食べられてしまう。鳥獣保護区の見直しをお願いしたい。

地元森林組合、猟友会

⇒ 農作物、樹木の被害が拡大している。民家・農地がある区域に限らず、現在の保護区域の見直しを行い、狩猟を規制する必要がある区域を保護区としてほしい。

→ 野生鳥獣の生息地を保護するとともに、県民の森や山伏峠に至る登山道等は訪れる人も多く、県民が自然に身近に触れ合える場として鳥獣保護区に指定する必要がある。

【指定区域の状況】



【新規指定区域の状況(山伏登山口～山伏峠)】



【鳥獣被害への対策】

・有害鳥獣捕獲(過去5年)

年度	ニホンジカ	イノシシ	ニホンザル	ハクビシン	計
H29	46	2	15	1	64
H30	99	12	26	3	140
R1	73	12	30	3	118
R2	76	3	19	1	99
R3	134	5	22	11	172

・管理捕獲

令和4年度より、井川梅地地区を重点捕獲区域に指定し、ニホンジカの管理捕獲を実施(R4捕獲実績:33頭)

富岡有徳の環境課—しずおか

ふじのくに

23

【鳥獣被害の状況】



・鳥獣保護区内及びその周辺では、ニホンジカによる樹木の食害が多数散見

・糞など、ニホンジカの痕跡も多い

【鳥獣被害への対策】

井川湖周辺の集落では、集落の周囲を防護柵・ネットで囲み、地域全体で鳥獣害対策に取り組んでいる。



富岡有徳の環境課—しずおか

ふじのくに

24

【現状】

- ・山岳地帯にあり、野生鳥獣の種類も豊富である。県民が身近で自然に触れ合える場となっている。
- ・鳥獣による農作物被害、樹皮はぎが発生しており、地元から、保護区の見直しの強い要望が出ている。

【課題】

- ・鳥獣の生息環境の保全と地域住民との共生を図る必要



鳥獣の保護と県民が自然と触れ合える環境の保全を図る一方、井川地区において狩猟による獣害の抑制を図るため、鳥獣保護区の区域の見直しを行うことについてお諮りする。

2(4) 猟区の維持管理に関する事務委託

西富士猟区（富士宮市）【再委託】

設定者：富士宮市

受託者：(一社)全日本狩猟倶楽部(昭和38年から受託)

位置：富士宮市の北西部の根原地区、麓地区で
構成される地域

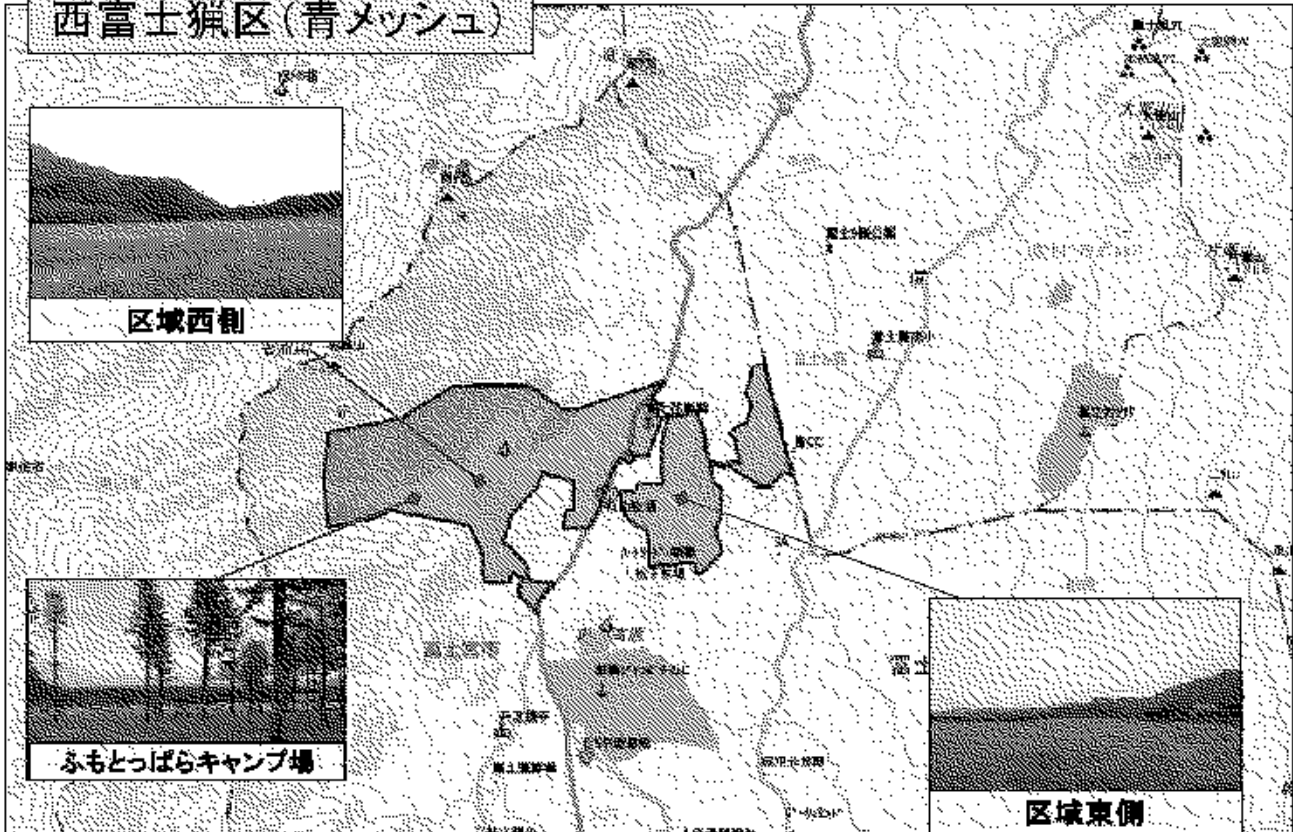
面積：733ha

委託期間：令和5年11月1日から

令和15年10月31日まで（10年間）

※猟区の区域及び面積は、調整中の区域があるため
見込みとなる。

西富士猟区(青メッシュ)



猟家有志の連絡係—しずおか
ふじのくに

27

委託先：（一社）全日本狩猟倶楽部の概要

狩猟家有志、猟犬愛好家たちによって誕生した民間狩猟者団体

創 立	昭和9年9月8日 (平成24年4月に一般社団法人に移行)
本部所在地	東京都豊島区駒込
設立目的	<ul style="list-style-type: none"> ・狩猟家のモラル向上 ・猟犬の維持と改良・普及 ・狩猟鳥獣の保護繁殖
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・雑誌及び図書の刊行 ・猟犬の猟野競技会 ・猟犬の品評会及び射撃会の開催 ・猟区の運営等

猟家有志の連絡係—しずおか
ふじのくに

28

西富士猟区の維持管理事務の委託

事務の種類	内容
入猟者の案内	・地元精通した案内人の選定 ・入猟者の求めに応じた猟区内の案内
猟区内の監視	巡視員による猟区内の密猟等の監視
入猟承認料徴収	入猟承認料(1日 13,200円)の徴収
狩猟鳥獣の生息及び繁殖に必要な施設の設置	・給水施設(給水箱)、給餌施設の設置 ・営巣及び採餌に必要な森林、草原の調査
狩猟鳥獣の人工繁殖又は、放鳥獣	キジの放鳥
狩猟鳥獣の飼育	放鳥後、営巣の保護のためのキツネ・カラス等の駆除

富岡有徳の環境郷—しずおか
ふじのくに

29

西富士猟区の開猟状況

開猟日	年間2日間(1月の第2土曜・日曜)	
入猟者数	1日あたり10人以内(最大年間20人まで)	
捕獲数の制限 (1日あたり)	キジ及び ヤマドリ	合計して2羽以内 (ただし、メスは捕獲禁止)
	その他 狩猟鳥獣	鳥獣保護法施行規則第10条 第2項の規定による制限羽数以内

過去10年間の開猟日数:18日、入猟者数:180人

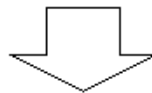
入猟者数、捕獲鳥獣数を制限し、キジ等の保護・増殖に努めている

富岡有徳の環境郷—しずおか
ふじのくに

30

【現状】

- ・昭和38年から、全猟が西富士猟区の維持・管理事務を受託しており、猟区の維持管理のノウハウを有し、維持管理の状況は良好
- ・全猟は、隣接する本栖猟区（山梨県）の維持・管理事務を受託しており、西富士猟区（静岡県）と本栖猟区（山梨県）を一体して維持管理を行うことが可能



適切に猟区を運営するため、猟区の設定者である富士宮市が、(一社)全日本狩猟倶楽部に維持・管理事務を委託する必要性についてお諮りする。

3 今後のスケジュール

内容	スケジュール
県環境審議会 諮問	6月2日
鳥獣保護部会 審議 ※	7月
県環境審議会 答申	9月
県公報 告示	10月末まで
狩猟期間 開始 (イノシシ、ニホンジカの狩猟) (猟区開猟日)	11月15日～ (11月1日～) (1月の第2土曜・日曜)

※西富士猟区の維持管理事務の委託については、鳥獣保護部会専決となる（静岡県環境審議会条例第5条第5項）。